

## 印西市行政財産目的外使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市行政財産目的外使用料条例(平成21年条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料算出の基準価格)

第2条 条例第2条において使用料を算出する基準となる価格は、印西市公有財産管理規則(平成18年規則第20号)第17条に規定する財産台帳に登録すべき価額又はこれに準じて算出した額とする。

(使用料減免申請)

第3条 条例第4条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、印西市行政財産目的外使用料減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

別記様式

印西市行政財産目的外使用料減免申請書

年 月 日

印西市長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

印西市行政財産目的外使用料条例第4条の規定により、使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 使用料 円
- 2 減免希望額 円
- 3 減免希望期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 減免の理由